

高校生等のために

こうこうせいとうしゅうがくし えんじぎょう しゅうがくきん
高校生等修学支援事業(修学金)【無利子貸付又は利子補給】

勉強意欲がありながら、経済的な理由によって修学が困難な高校生等に、修学金の貸与(貸付)又は金融機関からの融資(借入)について利子の補給を行います。

	1 高等学校等修学金貸与制度	2 修学支援特別融資利子補給制度
内 容	京都府が直接生徒に貸付を行う制度です。	「1 高等学校等修学金貸与制度」の所得基準額を超過された方が該当します。保護者等が金融機関から教育資金の特別融資を受けられた場合に、支払われた利子の全額を京都府が補給(補助)する制度です。翌年度に1年分をまとめて府から補給します。
対 象 者	- 高等学校等(下の①～⑤)に在学している生徒 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、世帯全体の所得が別に定める所得基準額に該当する方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程) ⑤高等専門学校	- 高等学校等(下の①～④)に在学している生徒の保護者等 - 親権者が京都府内(京都市含む。)に居住し、「1 高等学校等修学金貸与制度」の基準を超え、かつ主たる生計維持者の年収が別に定める所得基準額以下の方 ①高等学校 ②中等教育学校(後期課程) ③特別支援学校(高等部) ④専修学校(高等課程)
	※「同種の資金」の貸付又は給付を受けておられる場合は、この制度は受けられません。同種の資金については、次ページの備考欄をご覧ください。	
貸 付 又 は 融 資 額	国公立 月額18,000円以内 私立 月額30,000円以内 ※自宅外通学は、5,000円加算 ※「奨学のための給付金」を受給する場合は、その支給額に応じて貸付額の減額調整を行います。	国公立 一括(3年分) 648,000円以内 分割 各年度 216,000円以内 私立 一括(3年分) 1,080,000円以内 分割 各年度 360,000円以内
申 請 時 期	【新入学生】入学後の5月中旬まで以降、随時 【在校生】随時(申請日の翌月分から対象)	【新入学生】入学後の5月中旬まで 【在校生】5月中旬まで
申 請 手 続 及 び 貸 付 時 期	申請書に必要事項を記入し、所定の書類(所得に関する証明書等)を添付して、在学されている学校に提出してください。「手引き」は学校へ請求してください。	
	▶次の①～③の流れになります。 ①貸与申請(5月中旬まで) ②府から貸与決定通知を交付 ③貸付(送金)	▶次の①～⑦の流れになります。 ①申込資格認定申請(5月中旬まで) ②府から認定証を交付 ③金融機関へ申込(～8月末) ④金融機関が審査後融資決定 ⑤融資 ⑥支払われた1年分の利子の補給を府へ申請(翌年の6月) ⑦府から利子補給(翌年の8月)

貸 付 又 は 融 資 時 期	府から年2回に分けて口座へ振り込みます。		【新入生】一括融資(初年度に一括)又は分割融資(1年ごと)、どちらかを選択します。 【在校生】分割融資のみ ※融資時期は、申請時期、各金融機関により異なります。
	区分	振込時期	
	4月分～9月分	6月末～7月末 2年目以降は4月	
	10月分～3月分	10月末	
連 帯 保 証 人	1名(親権者が兼ねることも可能です。)		不要ですが、保証(手数料)料につきましては、自己負担となります。
返 済 期 間	貸付終了後、20年以内 (返還猶予の場合、猶予終了後20年以内)		最初の融資があった月又は翌月から最長7年以内
周 知 合 せ 先	くわしくは、在学されている高等学校又は京都府教育庁指導部高校教育課(TEL075-414-5043)にお問い合わせください。		
備 考	※ 進級時には、継続申請が必要です。 同種の資金とは、次の①～⑨にあげるものです。 ① 母子父子寡婦福祉資金貸付金(修学資金) 貸付(P.43～44、P.70) ② 定時制課程及び通信制課程修学奨励金 貸付(P.62) ③ 高校生給付型奨学金 支給(P.39～40、P.52～53) ④ 交通通児奨学金等 支給(P.56～57) ⑤ 就学奨励費(特別支援学校) 支給(P.58) ⑥ 看護師等修学資金 貸付(P.98) ⑦ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 貸与(P.78～79) ⑧ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金 給付(P.76～77) ⑨ 都道府県・公共の団体が貸与又は給付する奨学金 ▶生活保護を受給されている世帯については、「生業扶助(高等学校等就学費)」(P.51)の対象となる場合がありますので、お住まいの地域の福祉事務所(P.4)と事前にご相談ください。		